

平成19年度(平成18年分)

所得税・市県民税の申告

- 所得税の主な改正点
 - 1 定率減税率引き下げ20%↓10% (限度額12万5千円)
 - ※19年中所得からは廃止
 - 2 寄付金控除適用下限の引き下げ 1万円↓5千円
 - 3 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例延長
- 平成20年3月31日まで

申告期間
2月16日(金)～
3月15日(木)
(土曜・日曜を除く)

問い合わせ先 税務課市民税係
各総合支所税務係

26ページに「申告受付会場」の一覧表を掲載しています

期間内にもれなく申告をお願いします

所得税(国税)の申告とともに、市県民税(住民税)の申告をしていただく時期になりました。

所得税の申告が必要ない人でも、住民税の申告はしていただくこととなりますので、申告期間内にもれなく申告してください。

申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるもので、未申告の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書(所得証明書など)の発行ができない場合があります。

申告をしなければならぬ人

平成19年1月1日現在、菊池市に住んでいた人で前年中に次の所得があった人は、申告が必要です。

- 給与所得者で次に該当する人
 - ・ 中途退職した人や就職した人
 - ・ 給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった人
 - ・ 雑損控除、医療費控除などを受ける人
- 菊池市に給与支払報告書が提出されていない人(提出の有無は勤務先におたずねください)
- 2力所以上から給与の支払いを受けた人
 - ・ 営業、農業、その他事業、不動産、配当などの所得があった人
 - 大工、左官などの賃金、内職の手間賃などの所得があった人
 - 年金や恩給などを受けた人

所得のなかった人も必ず申告してください

前年中に病気や失業などで所得のなかった人、援助、遺族年金、障害年金などを受けていた人で、国民健康保険に加入している人も申告が必要です。

申告をしなくてもよい人

- 勤務先から給与支払報告書が菊池市に提出され、他に所得のない人
 - 税務署に所得税の確定申告をする人
 - 税務署からの日時指定の人は、税務署で申告してください。
 - 65才以上(昭和17年1月1日以前に生まれた人)の国民年金などの公的年金のみの受給者で、かつ、その支給額が148万円以下の人。
- ただし、営業・農業・不動産(小作料)

農業所得の申告

農業所得については、農業標準の廃止に伴い、収支計算による申告相談となりますので、「収支内訳書」に記入して申告受付時に必ずお持ちください。

なお、収支内訳書などは該当者の人へ郵送しています。税務署から確定申告書の送付があった人は、同封されている収支内訳書を使用してください。

また、販売(出荷)伝票や必要経費の領収書などを確認しますので、項目ごとに整理しておこしください。ご協力をお願いします。

申告に必要なもの

- 所得額から差し引く(控除する)ものがあれば、必ず証明書などをお持ちください。
- 印かん(認印)
 - 収入(所得)を証明できる資料
 - ・ 源泉徴収票(公的年金含む)、支払い証明書
 - ・ 土地などの譲渡所得のあった人は、契約書、収用証明書など
 - ・ 農業所得や事業所得、不動産所得のある人は、収支明細書、帳簿類
 - 農業所得については収支内訳書を作成してお越しください。また、内容確認のため農協や青果市場などからの収入証明書(出荷証明書)、営農通帳、カントリー利用料・乾燥委託料・もみすり賃・土地改良費・水利費・農業用トラックの任意保険料等各種領収書をお持ちください。
 - 各種領収書または証明書
 - 医療費、生命保険料、損害保険料、社会保険料(国民健康保険税や国民年金)、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など。
 - 所得税の還付を受ける人、口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん。

控除もれはありませんか

- 下に該当する人が申告(還付申告)することで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金の還付を受けることができます。
- 所得が公的年金などにかかる雑所得のみの人。
 - 寡婦(夫)控除、障害者控除、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる人。
 - 平成18年の途中で退職した後就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人。
 - 退職所得がある人で、その所得を含めて申告することによって源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる人。
- など

要介護者の障害者控除について

介護保険制度で要介護に認定された65歳以上の人は、基準に応じて障害者控除または特別障害者控除が受けられます。

申告の際には「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、事前に市役所生きがい推進課または各総合支所民生課から認定書の交付を受けてください。

平成19年度から市県民税が大きく変わります

前年と比べて所得が変わらなくても、次のような事由により市県民税が高くなります。

1. 市県民税率が10%になります

地方分権をすすめる「三位一体改革」の柱である「税源移譲(せいげんいじょう)」がはじまりました。

税源を国から地方へ移すことで、市町村が住民にとって身近でよりよい行政サービス実現のために財源を使えるようになります。市県民税の税率が一律10%になり高くなる人がいますが、所得税が減り、基本的には「市県民税+所得税」の負担は変わりません。

課税所得金額	～H18年度	H19年度～
200万円以下	5%	一律10%
200万円超～700万円以下	10% (控除額10万円)	
700万円超	13% (控除額31万円)	

2. 定率減税廃止

3. 軽減率引き下げ

平成17年1月1日現在65歳以上で、所得が125万円以下の人に対する軽減率が3分の2から3分の1になります。平成20年からはなくなります。

おわびと訂正

1月1日号に一部誤りがありました。おわびして訂正します。

- ・ 25ページ「給与所得者の確定申告」の本文16行目 誤(X) 32力所以上から給与を受けている人などは、確定申告をしなければならぬこととなっています。
- 正(O) 32力所以上から給与を受けている人などは、確定申告をしなければならぬこととなっています。

2月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

● 国民健康保険税第8期

※口座振替を利用している人は、2月26日(月)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。